

令和2年 第2回

大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和2年8月7日

大分県後期高齢者医療広域連合議会

令和2年大分県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会会議録目次

開 会	2
開 議	2
日程第1 新議員の議席の指定について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 副議長の選挙について	4
日程第4 議会運営委員会委員の選任について	4
日程第5 議第13号から議第16号まで一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決	4
○22番（斉藤 由美子君）	5
日程第6 一般質問	8
○22番（斉藤 由美子君）	9
日程第7 会議録署名議員の指名	12
閉 会	12

令和2年大分県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会（第1号）

議事日程（第1号）

令和2年8月7日 午後1時59分開議

- 第1 新議員の議席の指定について
 - 第2 会期の決定について
 - 第3 副議長の選挙について
 - 第4 議会運営委員会委員の選任について
 - 第5 議第13号 専決処分した事件の承認について
(大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について)
 - 議第14号 令和2年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
 - 議第15号 令和2年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）
 - 議第16号 令和元年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について
 - 以上4議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
 - 第6 一般質問
 - 第7 会議録署名議員の指名について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 新議員の議席の指定について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 副議長の選挙について
 - 日程第4 議会運営委員会委員の選任について
 - 日程第5 議第13号 専決処分した事件の承認について
(大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について)
 - 議第14号 令和2年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
 - 議第15号 令和2年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）
 - 議第16号 令和元年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について
 - 以上4議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
 - 日程第6 一般質問
 - 日程第7 会議録署名議員の指名について
-

出席した議員（23人）

1番	横山弘康	2番	麻生良典
3番	池田淳子	4番	小野仁
5番	後藤貴志	6番	太田洋一郎
7番	神志那文寛	8番	川谷光紹
9番	渡辺雄爾	10番	河野正春

11番 井 英 昭
14番 浅 利 美知子
16番 居 川 太 城
20番 阿 部 真 一
22番 斉 藤 由美子
24番 今 山 裕 之
26番 日小田 良 二

12番 塩 崎 雄 司
15番 御手洗 秀 光
19番 梶 田 貢
21番 堀 嘉 徳
23番 大 石 祥 一
25番 長 田 教 雄

欠席した議員（3人）

13番 久 藤 朝 則
18番 小 住 利 子

17番 吉 村 尚 久

出席した事務局職員

事務局書記長 木 下 巧
総務課主査 高 野 正 廣
総務課主任 森 山 文 明

事務局書記 今 宮 裕美子
総務課主査 加 藤 聡 之

説明のため出席した職員

広域連合長 佐 藤 樹一郎
副広域連合長 本 田 博 文
会計管理者 宮 本 玄 哲
事業課長兼保健係長 吉 田 悠 子
事業課係長 吉 野 聡

副広域連合長 長 野 恭 紘
事務局長 川 野 洋 史
次長兼総務課長 産 谷 喜八郎
事業課係長 松 田 広 喜
会計室長 阿 部 弘 子

議事の経過

開 会

○議長（長田 教雄君） 皆さん、こんにちは。議長の長田でございます。

ただいまから、令和2年第2回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

午後1時59分開会

開 議

○議長（長田 教雄君） ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

午後1時59分開議

諸般の報告

○議長（長田 教雄君） お手元に配付しております諸般の報告のとおり、議会閉会中に4名の議員から議員辞職願が提出されました。そこで、地方自治法第126条の規定に基づき、議長において辞職を許可いたしましたことを御報告いたします。

また、議会運営委員会の欠員に伴う補欠委員の選任につきましては、委員会条例第5条の規定により、議長において、お手元の補欠委員選任名簿のとおり指名いたしましたことを御報告いたします。

日程第1 新議員の議席の指定について

○議長（長田 教雄君） 本日の議事は、お手元に配付の議事日程により行います。

日程第1、新議員の議席の指定を行います。

会議規則第4条第2項の規定により、議長において、お手元の議席表のとおり、日出町池田淳子議員の議席を3番に、国東市後藤貴志議員の議席を5番に、臼杵市久藤朝則議員の議席を13番に、中津市吉村尚久議員の議席を17番に指定いたします。

広域連合長挨拶

○議長（長田 教雄君） ここで、広域連合長より発言の申し出がありますので、発言を許可します。

佐藤広域連合長。

○広域連合長（佐藤 樹一郎君） （登壇）令和2年第2回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、大変御多忙の中、御出席いただき、厚くお礼申し上げます。また、今回新しく広域連合議員になられた皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

はじめに、令和2年7月豪雨により、尊い命を奪われた方々への御冥福をお祈りいたしますとともに、甚大な被害を受けた地域の皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。被災地域の1日も早い復旧・復興と、被災された皆様が安心・安全な日常生活を取り戻されますことを、心よりお祈りいたしております。

さて、最近の当広域連合の情勢についてでございますが、去る5月19日に福岡県飯塚市において開催予定でありました、九州ブロック協議会広域連合長会議に続き、6月3日に東京で開催される予定でありました全国後期高齢者医療広域連合協議会も、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のため中止となりました。

そのため、全国の地域ブロック協議会から提出された要望案につきましては、書面議決を行い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、現場の意見を取り入れ柔軟に対応することや、窓口負担については慎重な議論を重ねること、引き上げる場合は丁寧な説明を行うとともに、激変緩和措置を講じる等、被保険者に十分配慮することなど8項目からなる要望書として取りまとめ、8月6日に厚生労働大臣宛てに提出したところでございます。

当広域連合と致しましては、今後とも被保険者の皆様が安心して医療を受けられるよう、適切で安定的な事業運営に努めるとともに、制度がより充実したものとなるよう、協議会の場を通じて、国へ働きかけてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましては、引き続き御理解、御協力を賜りますように、お願ひを申し上げます。

今定例会では、令和2年度広域連合補正予算（案）等を付議事項として提案しております。

何とぞ、慎重に御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願ひを申し上げます。

日程第2 会期の決定

○議長（長田 教雄君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題と致します。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間とすることに致したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 副議長の選挙について

○議長（長田 教雄君） 続きまして、日程第3、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推薦の方法がありますが、指名推薦の方法によりたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名を致します。副議長に日出町の池田淳子議員を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました池田議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） 御異議なしと認めます。よって、池田議員が副議長に当選を致しました。

ただいま副議長に当選されました池田議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、告知を致します。この際、新副議長に就任の御挨拶をお願いいたします。

○副議長（池田 淳子君） （登壇）ただいま議員各位に御推挙いただきました日出町選出の池田淳子でございます。

本広域連合議会の副議長就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

長田議長を補佐し、広域連合議会の円滑な運営のため、尽力してまいる所存でございます。議員の皆様方をはじめ、関係各位の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第4 議会運営委員会委員の選任について

○議長（長田 教雄君） 次に参ります。

日程第4、議会運営委員会委員の選任についてを議題と致します。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長において、お手元に配付の選任名簿のとおり6名を指名いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） 御異議なしと認めます。よって、選任名簿のとおり、6名を次期議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

日程第5 議第13号から議第16号まで一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長（長田 教雄君） 次に参ります。

日程第5、本日提出されました議第13号から議第16号を、一括上程いたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

佐藤広域連合長。

○広域連合長（佐藤 樹一郎君） （登壇）提出いたしました4議案につきまして、御説明を申し上げます。

まず、議第13号専決処分した事件の承認についてであります。

これは、大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正であります。新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金の支給に当たり、改正を行う必要があり、令和2年4月28日付で専決処分いたしました。この処分について、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、議第14号令和2年度一般会計補正予算（第1号）についてであります。補正額は1億2,212万2千円の増額で、補正後の予算総額は10億2,470万6千円となったところであります。

補正の内容について申し上げますと、歳入では、繰越金を1億2,212万2千円増額し、歳出では、財政調整基金に同額の1億2,212万2千円を計上いたしております。

次に、議第15号令和2年度特別会計補正予算（第1号）についてであります。補正額は44億9,128万1千円の増額で、補正後の予算総額は2,004億4,928万1千円となったところであります。

補正の内容についてであります。歳入では、繰越金を44億9,128万1千円増額いたしております。また、歳出では、償還金及び還付加算金を51億4,649万4千円増額し、予備費を6億5,521万3千円減額いたしております。

次に、議第16号令和元年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算につきましては、地方自治法第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定に基づき、認定を頂こうとするものであります。

一般会計につきましては、歳入総額9億414万7,347円、歳出総額は7億8,202万5,215円で、歳入歳出差引残額は、1億2,212万2,132円となったところであります。

特別会計につきましては、歳入総額2,013億7,485万337円、歳出総額1,938億8,356万9,059円で、歳入歳出差引残額は、74億9,128万1,278円となったところであります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（長田 教雄君） 以上で、議案に関する説明が終わりました。

議第13号から議第16号までの4議案につきまして、一括して質疑を行います。

質疑の通告がありますので、お手元に配付の質疑順位表により、発言を許可いたします。

22番、齊藤議員。

○22番（齊藤 由美子君） （登壇）22番、日本共産党の齊藤由美子です。

通告に従いまして、議案質疑を行います。

議第16号令和元年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定についてです。

1点目は、被保険者の負担増についてお聞きします。この間、軽減特例の見直しによって所得割、均等割の応能分や元被扶養者の均等割などが段階的に廃止され、多くの高齢者の保険料が大幅な負担増となりました。昨年度においても、この影響は及んでいると考えますが、特例廃止の影響について、認識をお聞かせください。

2点目は、財政安定化基金についてです。ここ3年間の基金残高はおよそ27億円ですが、これま

で保険料の引き下げに使った実績はないと聞いております。今後の基金の活用について、見解をお聞きします。

3 点目に、歳入から歳出を差し引いた実質収支額についてです。一般会計の実質収支額は1億2,212万2,132円、特別会計の実質収支額は74億9,128万1,278円となっております。剰余金の額が大き過ぎるのではないのでしょうか。この点についての認識をお聞かせください。

次に、議第13号専決処分した事件の承認について、1 点要望をさせていただきます。この議案は、このたびの新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について、条例の改正を行うものです。傷病手当金の支給は、高齢者の生活を支えるための重要な対応であり、この議案には賛成です。

しかしながら、この傷病手当金の対象者は被用者、つまり給与の支払いを受けている方です。高齢者は年金が減らされる一方で、税金の負担が増え、年金だけでは暮らせないとの声が相次いでおり、近年は仕事をされている高齢者も増えていますが、給与の支払いのない、いわゆる自営業や農業従事者も数多くおられると思います。被用者以外にも、新型コロナの影響を受け減収となった方はおられるはずです。高齢者の生活実態からも、新型コロナで減収となった方への保障の拡充を国に対して求めるよう要望させていただきます。

質疑は以上です。

○議長（長田 教雄君） 吉田事業課長。

○事業課長（吉田 悠子君） 齊藤議員の議第16号についての3 点の質疑のうち、保険料の軽減措置廃止に伴う影響についてお答えいたします。

御承知のとおり、保険料均等割の軽減割合の縮小は、平成29年度以降段階的に実施され、昨年度は9 割軽減が8 割軽減へ、被用者保険の元被扶養者の均等割5 割軽減は、後期高齢者の資格取得後2 年までのルールが設けられました。

平成30年度と令和元年度を、それぞれ3 月末時点で軽減金額を比較しますと、平成30年度の9 割軽減による軽減額はおよそ20億8千万円、令和元年度の8 割軽減による軽減額は18億2千万円、約2億6千万円減少となっています。また、元被扶養者の均等割5 割軽減につきましては、同じく3 月末時点で対象者数が7,600人減少。金額に致しますと1億7,860万円の減少となっています。

○議長（長田 教雄君） 産谷総務課長。

○総務課長（産谷喜八郎君） 次に、財政安定化基金の活用についてお答えいたします。

財政安定化基金は、本来、広域連合において、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や、給付費の見込み誤り等に起因する財政不足について、資金の交付・貸付を行うために、条例により各都道府県に設置されておりますが、特例として、都道府県は、当分の間、広域連合に対して保険料の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に、財政安定化基金を充てることができることとされております。

今後の基金の活用につきましては、保険給付費の動向や剰余金等の状況に加え、後期高齢者の保険料負担に関する国の動きなども注視しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、一般会計並びに特別会計決算の剰余金についてお答えいたします。

令和元年度の一般会計決算剰余金は約1億2千万円となっており、その主な理由は、特別会計への繰出金の対象となる事務費のうち、通信運搬費の節減や委託料の契約差額等によるものでございます。一般会計における決算剰余金は、その全額を財政調整基金に積み立てることにより、次年度の財源として活用してまいりたいと考えております。

一方、特別会計決算剰余金は約74億円でございますが、この中には、国、県、社会保険診療報酬支払基金や、市町村への療養給付費負担金等の返還金約51億円が含まれておりますので、広域連合として使うことができる実質の剰余金は約23億円となっております。

この実質剰余金は、保険料改定の際、保険料上昇抑制財源として、これまで全額を投入してまいりましたが、過去の推移を見ますと、平成28年度が約51億円、平成29年度が約46億円、平成30年度が約36億円と減少してきております。また、1日当たりの保険給付費が約5億円であり、その額は年々増加していることを鑑みますと、当該剰余金は数日分に過ぎず、また、次期保険料改定における貴重な財源となることから、過度な剰余金額であるとは考えておりません。

○議長（長田 教雄君） 22番、斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子君） 御答弁ありがとうございました。

では、ただいまの答弁に対して、1点だけ再質問をさせていただきたいと思っております。

剰余金の額が年々減っているのです、今の金額は大き過ぎることはないという御答弁でした。しかしながら、この剰余金を今後の運用に対して、保険料の抑制に使うことをこれだけ当てにして、現在のこの剰余金が発生していることを肯定するということになると、今の高齢者も生活いっぱいの中で、今後さらにこれらの剰余金を運用のために、もっともっと増やしていかないといけないというような、そういった答弁にも聞こえます。

しかしながら、この後期高齢者医療制度は、そもそも財源が足りてないのが問題で、これらの剰余金で活用するという考え方は、やはり考え方を変えていかなければならないと思っております。そのためには、やはり国に対して、十分な財政措置を求めていくことが必要と考えますが、この剰余金が今後適切な運用のために、国に対して小さくできるように求めていくべきと思っておりますが、この点についての御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（長田 教雄君） 川野事務局長。

○事務局長（川野 洋史君） ただいまの御質問に対して、御説明させていただきます。

この剰余金が発生するメカニズムでございますが、保険料等を算定するに当たりまして、所得係数というものがございまして、1を標準と致しましたところ、大分県の場合は0.685ですので、いわゆる他の広域連合に比べて、後期高齢者の所得が低いという状況になってございます。これに対して、国は財政調整交付金を交付することによって、財源の格差を平準化しております。

ですので、この部分は各広域連合で自由に使える財源となっており、執行残が積み重なっている、そういった状況になっておりますので、保険料をたくさん頂き過ぎたということではございませんし、保険給付費を支払うに当たりましては、国、県、社会保険診療報酬支払基金、そして市町村から療養給付費等負担金という形で頂いておりますが、その余った部分はきちんと、毎年度精算して返還しておりますので、この剰余金につきましては、特段生じても差し支えないものではないかと考えております。

○議長（長田 教雄君） 22番、斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子君） ありがとうございました。大き過ぎることはないという御答弁でしたけれども、総じて、今の被保険者に対する負担というのがかかっていると、均等割軽減がどんどんなくなっていく中で、この点については十分に考慮をしていただいて、予算の計上には、しっかりとその点を反映させていただきたいと思っておりますので、この点は要望させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（長田 教雄君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、今のところ通告はありません。

討論はありませんか。

22番、斉藤議員。

○22番(斉藤 由美子君) 22番、斉藤由美子です。通告をしておりませんが、討論の許可をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長(長田 教雄君) 斉藤議員の発言を許可いたします。

○22番(斉藤 由美子君) ありがとうございます。

○議長(長田 教雄君) 前へどうぞ。御登壇をお願いします。

○22番(斉藤 由美子君) (登壇)22番、日本共産党の斉藤由美子です。討論の許可を頂きましたので、討論させていただきたいと思います。

私は日本共産党を代表して、議第16号令和元年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について、反対討論を致します。

2008年4月の制度開始以降、75歳以上の高齢者は保険料の軽減特例廃止をはじめ、被扶養者や患者負担が増え続け、元気な高齢者であっても医療に係る負担が重くのしかかっています。

先ほどの御答弁からも分かるとおり、この制度は、今後の運用のため多くの剰余金、そして基金を積み立てておく、その必要が非常に迫られている。そうでなければ運用が危ぶまれるという財政的な問題を抱えております。高齢者の命に関わる保険制度が、これほどの負担を強いられて運用しなければならないことは大きな問題であり、国の財政措置以外に解決の方法はありません。

高齢者の負担は既に限界です。保険料の徴収をはじめ、短期保険証の交付や差押えはもとより、低所得者が必要な医療を受けられない事態が生じないよう強く求めるものです。

以上の理由により、議第16号令和元年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について反対を致します。

○議長(長田 教雄君) 以上で討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結し、採決いたします。

最初に、反対討論のありました議第16号令和元年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について、起立により採決を致します。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田 教雄君) 起立多数であります。着席をしてください。よって、議第16号は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま決定を見た案件を除く議第13号から議第15号について、一括して採決を致します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(長田 教雄君) 御異議なしと認めます。

よって、議第13号から議第15号については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6 一般質問

○議長(長田 教雄君) 次に参ります。

日程第6、これより一般質問に入ります。

質問は、発言通告がありますので、お手元に配付の質問順位表により、これを許可いたします。
なお、1回目は登壇して行い、2回目以降は自席から行うことと致します。

22番、斉藤議員。

○22番(斉藤 由美子君) (登壇) 22番、日本共産党の斉藤由美子です。

通告に従い一般質問を致します。

1点目に、近年甚大な自然災害が相次いで発生し、被災者への救済措置が求められています。後期高齢者医療の災害減免については、各市町村が周知や受付を行っているとのことですが、速やかに確実に災害減免が受けられるよう、広域連合としてどのような働きかけを行っているのか、お聞かせください。

○議長(長田 教雄君) 吉田事業課長。

○事業課長(吉田 悠子君) 斉藤議員の災害に対する減免についての御質問にお答えいたします。

当広域連合と致しましては、ホームページに掲載するとともに、市町村に対して広報案を示し、ホームページや広報紙への掲載を通じ、広く被保険者に通知するよう依頼しております。さらに今回の令和2年7月豪雨のような大規模災害に対し、国から通知等が発出された場合は、迅速に市町村宛て周知を行い、対応を図っているところです。

また、年度当初に県内全市町村の担当職員を招集して行う賦課・資格管理部会において、保険料の減免につきましては、有事における対応方針について、条例及び施行規則も含めて取扱いを説明しているところです。

今後とも、引き続き同様の対応を図る中、周知し、取扱いについて市町村にお願いし、適切な広報をしてまいります。

○議長(長田 教雄君) 22番、斉藤議員。

○22番(斉藤 由美子君) 御答弁ありがとうございます。

市町村に対して適切な御指導をしていただくということですが、1点だけ要望をさせていただきます。多くの手続きが必要になると思います。被災者の方、特に高齢者の方ですので、その手続きが出来る限り簡素化されるように、何かほかの手続きをするときに一緒に出来るのが一番望ましいと思います。その点をぜひ市町村に対して呼びかけていただくように要望しておきたいと思えます。

2点目の質問に移ります。滞納者への対応についてです。全県における短期被保険者証の交付数は、年度末時点で、2017年度186件、2018年度が176件、2019年度は130件と聞いております。保険料の滞納は、保険料を自分で納めることになっている低所得者が中心と考えられますが、短期証は市町村の窓口で手渡すことが原則であり、重症化や命の危険にもつながりかねません。短期保険証の交付は行うべきでないと思えますが、見解をお聞かせください。

○議長(長田 教雄君) 吉田事業課長。

○事業課長(吉田 悠子君) 滞納世帯の短期被保険者証についてお答えいたします。

まず短期被保険者証でございますが、その発行目的は、一定の基準以上の保険料滞納者に対し、有効期間の短い保険証を交付し、その更新頻度を増やすことで、滞納者としての接触機会を確保し、保険料の納付相談等へつなげていくことを第一としており、また、適切に納付されている被保険者との公平性の観点からも必要であると考えております。短期被保険者証更新のための被保険者との接触につきましては、各市町村の徴収担当課により、他の市税等の滞納状況を考慮した上で、最善と思われる対応——電話依頼や居所訪問、文書による更新依頼等を行っていただいております。

なお、短期被保険者証の交付に当たっては、体に不自由がある等の事由による外出が困難な被保険者に対しては、訪問等で対応していると伺っております。当広域連合と致しましては、今後も丁寧な対応に心がけるようお願いしてまいります。

○議長（長田 教雄君） 22番、斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子君） 今後の丁寧な対応は本当に必要なことだと思いますけれども、今外出困難な方々に対しては訪問等を行っているとの御答弁がありました。ただ、滞納世帯の方々にとっては、やはり市町村の窓口で短期保険証であってももらいに行くのは、非常にハードルが高い、敷居が高いというのをよく聞きます。

どうしても、何とか我慢をしようと。そういうふうには、受診抑制につながるということが、大変考えられると思うのですが、その訪問に関することが十分行われなければ、やはり命に関わると思います。その点については、市町村に対して何か働きかけとか、状況について把握をする、そういったことは行われているのかどうかお聞きいたします。

○議長（長田 教雄君） 吉田事業課長。

○事業課長（吉田 悠子君） 短期被保険者証の交付対象者生活実態等の状況把握についてお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、保険料の徴収は市町村が行う事務であることから、滞納者の資力や生活状態等については、市町村が調査、捜索を行い把握することとなっております。その滞納者個々の情報が広域連合へもたらされることはございませんが、各市町村とも調査、捜索を行った上で、他の市税等の状況も勘案しながら、熟慮した上で確定していると考えております。

○議長（長田 教雄君） 22番、斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子君） 今現在のところは、市町村が行うということでありましてけれども、やはりこの後期高齢者医療広域連合が出来た以上は、一人一人の方々が命に関わることがないようにという責任が全くないわけではないと思いますので、ぜひ呼びかけを継続して行っていただきたいと、配慮を行っていただきたいというふうに要望しておきたいと思っております。

次に、差押えについて伺います。

差押えの件数ですが、2017年度が148件、2018年度が116件、2020年度は200件、200人とのことを聞いておりますが、特に昨年度の差押えが急増しており、負担増の表れではないかと懸念しております。財産の差押えは、先ほども申し上げましたとおり、生活と生命にも関わる問題であり、こうした対応も行うべきではないと考えますが、認識をお聞かせください。

○議長（長田 教雄君） 吉田事業課長。

○事業課長（吉田 悠子君） 差押えについてお答えいたします。

高齢者の医療の確保に関する法律第104条の規定にあるとおり、保険料の徴収は市町村が行う事務であることから、基本的には市町村の中で完結する業務であり、個別の被保険者への対応や生活実態といった情報が広域連合にもたらされることはありません。

しかしながら、市町村ごとの差押えに至るまでの基本的な方針等については、毎年度聞き取りを行っており、特に悪質な滞納者について差押えを実施することで、適切な対応を取っているものと認識しております。

○議長（長田 教雄君） 22番、斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子君） 先ほど同等の御答弁でした。情報提供がないということですが、やはり先ほど同様、状況把握というのをお願いしたいと思っております。要望しておきます。

3点目の質問に移ります。

安倍政権が掲げる社会保障の改悪について、特に医療費の窓口負担について伺います。

先月出された骨太の方針では、これまで議論されてきました高齢者の医療費の2割負担について、具体的な内容は示されておりませんが、今年度内に何らかの方向性が示されると聞いております。しかし、先ほどから指摘している保険料の負担増や消費税の増税、新型コロナや災害などによる負担増、そして社会的な課題が増大する中、医療費の窓口負担が2割になれば、健康増進どころか命を守る社会保障ではなくなります。窓口負担が2割になることについて、広域連合の認識をお聞かせください。

○議長（長田 教雄君） 産谷総務課長。

○総務課長（産谷喜八郎君） 医療費の窓口負担が2割になることについてお答えいたします。

後期高齢者の自己負担の在り方については、昨年9月に内閣府に設置された全世代型社会保障検討会議において議論されておりますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、2月からおよそ3か月間の中断を余儀なくされたため、本来、この夏に行われるはずでありました最終報告が年末に先延ばしされ、6月25日に出された第2次中間報告におきましても、昨年12月の中間報告で示された方向性や進め方に沿って、さらに検討を進めるという表現にとどまっているところでございます。

この負担割合の引き上げは、被保険者の生活に直接関わる重大な問題でありますことから、全世代型社会保障検討会議における今後の議論の行方は注視していく必要があります。当広域連合と致しましては、これまで全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、国における議論の経過を踏まえながら、窓口自己負担の在り方について要望してまいりました。

負担割合の引き上げにより、被保険者が必要な医療を適切に受診することが出来ないという状況を生じさせることがないように、今後も被保険者の疾病や生活状況等の実態、所得状況等を踏まえ、1割負担と2割負担の境界の線引きについて、慎重かつ十分な議論を求めるとともに、最終報告の内容によりましては、さらに必要な要請を行ってまいりたいと考えております。

○議長（長田 教雄君） 22番、斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子君） ありがとうございます。現段階でも慎重に十分に議論をとということで御要望されているということですが、やはり窓口負担は中止をしてくださいと、はっきりと国に対して要望していただきたいと思っておりますので、この点は強く求めておきたいと思っております。

4点目の質問です。広域連合の情報公開についてです。

年齢によって、以前の健康保険から切り離され、別の保険へ移行させられる後期高齢者医療制度は、高齢者にとって大変理解し難いものです。また制度の運用についても、事務は広域、実施は市町村というのが実態であり、対象年齢になって初めて知ったという方も少なくありません。特に高齢者にとっては、医療制度は日々の生活、健康にも重要に関わるものであり、家族や関係者などへの情報提供は重要だと考えます。

広域連合議会も年に2回しか行われません。選出議員も限られており、議会の日程や条例の改定など、今後の高齢者の医療がどうなるのかを出来るだけ分かりやすく公開しておく必要があるのではないのでしょうか。そこで要望も含め、お聞きいたします。市町村とも連携し、ホームページへの情報提供の内容なども精査し、後期高齢者医療制度に係る情報提供を分かりやすく拡充してはどうでしょうか。見解をお聞かせください。

○議長（長田 教雄君） 産谷総務課長。

○総務課長（産谷喜八郎君） 後期高齢者医療制度に係る情報提供についてお答えいたします。

高齢者にとりましては、医療制度は日々の生活にも深く関わるものであり、被保険者に限らず、家族や関係者などへの情報提供は重要であると認識をしております。

今後は、各市町村と連携しながら、高齢者医療に関する意見等を集約し、ホームページや広報紙における後期高齢者医療制度の周知に取り組んでまいります。

また、議会関連の情報公開につきましても、正副議長や議会運営委員会にお諮りする中、他の広域連合のホームページを参考にしながら、ホームページを御覧になる皆様が求める情報を迅速、的確に提供できますよう運用の方法や体制を見直してまいります。

○議長（長田 教雄君） 以上で一般質問を終了いたします。

日程第7 会議録署名議員の指名

○議長（長田 教雄君） 次に参ります。

日程第7、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において6番、太田洋一郎議員、21番、堀嘉徳議員、以上2名を指名いたします。

お諮りいたします。今期定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定されました。

閉 会

○議長（長田 教雄君） 以上で、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。今期定例会は、これをもって閉会いたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） 御異議なしと認めます。よって、令和2年第2回定例会は、これをもって閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時44分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

令和2年8月7日

大分県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 長 田 教 雄

署名議員 太 田 洋一郎

署名議員 堀 嘉 徳